

阿賀野市告示第131号

市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定し供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月2日

阿賀野市長 加藤 博 幸

- | | |
|-----------------|----------|
| 1 区域決定の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 2 供用開始の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 3 供 用 開 始 の 期 日 | 令和7年5月2日 |

区域決定

路 線 名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員(m)	重要な 経過地
小境周辺線	小境字家前 94 番 1 地先	小境字杉ノ元 213 番 1 地先	711.6	4.0～ 5.8	

供用開始

路 線 名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員(m)	重要な 経過地
小境周辺線	小境字家前 94 番 1 地先	小境字杉ノ元 213 番 1 地先	711.6	4.0～ 5.8	